

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年11月26日
【計算期間】	第26期 （自 2019年2月26日 至 2019年8月26日）
【ファンド名】	ディープリサーチ・チャイナ・ファンド
【発行者名】	ファイブスター投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 篠原 直人
【本店の所在の場所】	東京都中央区入船一丁目2番9号八丁堀MFビル
【事務連絡者氏名】	河村 誠
【連絡場所】	東京都中央区入船一丁目2番9号八丁堀MFビル
【電話番号】	03-3523-9556
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

この投資信託は、投資信託証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を目指します。

② ファンドの基本的性格

1）商品分類

単位型投信・ 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式
		債 券
	海 外	不動産投信
追加型投信		その他資産 ()
	内 外	
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリーファンド	あり ()
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
		オセアニア		
		中南米		
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券)	その他 ()	アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 ()		エマージング		
資産配分固定型 資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」欄は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

＜商品分類の定義＞

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(2)海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(3)内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産による区分

(1)株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(2)債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- (3)不動産投信(リート)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3)ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

<補足として使用する商品分類>

- (1)インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外的小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分の定義>

1. 投資対象資産による属性区分

(1)株式

- ①一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ②大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- ③中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2)債券

- ①一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ②公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ③社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ④その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ⑤格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3)不動産投信

これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4)その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

(5)資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- ①資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- ②資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

- ①年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- ②年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- ③年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- ④年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑤年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑥日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑦その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

- ①グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- ②日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ③北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ④欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑤アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑥オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑦中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑧アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑨中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑩エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

- ①ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- ②ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

- ①為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- ②為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

- ①日経225
- ②TOPIX

③その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7. 特殊型

- ①ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- ②条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- ③ロング・ショート型／絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- ④その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

※上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）でもご覧頂けます。

③ ファンドの特色

1 外国籍投資信託の受益証券を主たる投資対象とし、実質的に大中華経済圏の株式※に分散投資します。

※「大中華経済圏の株式」とは、大中華経済圏（中国、香港、台湾、シンガポール等）の株式市場において公開されている株式であり、かつ、大中華経済圏において大半の資産を保有するか、大半の収益を得ているか、または事業を行っている企業の株式のことをいいます。

2 以下の投資信託証券を主要投資対象とします。

投資信託証券の名称	基本資産配分比率
アイルランド籍外国投資信託（米ドル建て） Value Partners Ireland Fund Plc - Value Partners Classic Equity Fund 運用会社：バリュー・パートナーズ・ホンコン・リミテッド	90%以上
ユナイテッド日本債券ベビーファンド（適格機関投資家向け） 委託会社：あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社	10%未満

- ・基本資産配分比率は将来的に変わる可能性があります。
- ・上記の投資信託証券の概要については、後述の「投資対象とする投資信託証券の概要」をご参照ください。
- ・アイルランド籍外国投資信託（米ドル建て）「Value Partners Ireland Fund Plc - Value Partners Classic Equity Fund」を主要投資対象とし、高位組入れを維持することを基本とします。

3 バリュー・パートナーズ・ホンコン・リミテッドの概要

外国籍投資信託の運用は、徹底した現地調査に基づき、市場が注目する前に割安な銘柄を発掘し投資する運用を得意とするバリュー・パートナーズ・グループのバリュー・パートナーズ・ホンコン・リミテッド (Value Partners Hong Kong Limited) が行います。

バリュー・パートナーズについて

バリュー・パートナーズ・グループは、企業の財務諸表の分析によるだけでなく、実際に企業を訪問し、その工場、生産ライン、製品、販売先等の実地調査を徹底的に行うことにより、「優良でありながら、市場に認知されておらず、割安に放置されている企業」を発掘します。企業訪問は、自社アナリストにより行われ、その企業数は年間約2,500社におよびます。

4 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

投資哲学

銘柄ではなくビジネスへの投資(4つの原則)

① アンダーバリューを買い、フェアバリューで売る

投資対象…よく調査されていない、知られていない、好まれていない銘柄群

売却対象…アナリストにより調査されはじめた銘柄群

② 本質的価値に焦点をあてる

・調査チームは、独自の企業の本質的価値の算出方式（財務予測・経営能力等を考慮し計算）を確立

③ 徹底的なリサーチ

・3つの「R」の探求

適正な事業で(the Right business)

適正な経営者による企業へ(run by the Right people)

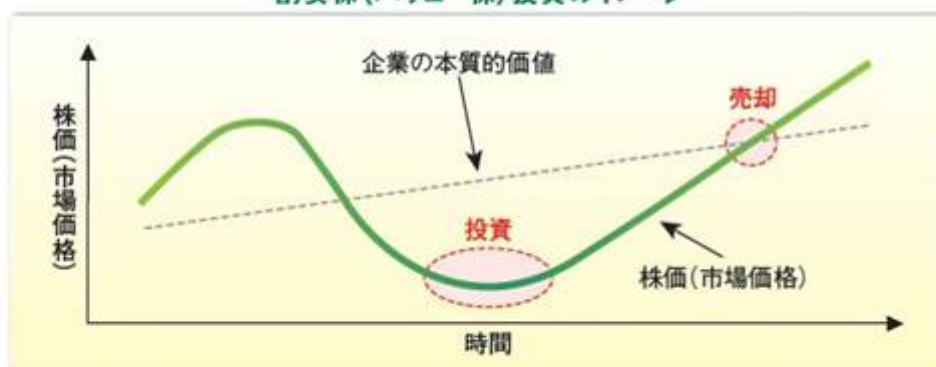
適正な価格での投資 (selling at the Right price)

④ リスクの低減と逆張り

(a) 市場の流行に追随せず、高いセーフティ・マージンの確保により、リスクの最小化を目指します。

(b) コントラリアン(逆張り)により、市場の流れに逆らって、自己の信念を貫きます。

割安株(バリュー株)投資のイメージ



投資プロセス

徹底的なリサーチに基づくボトムアップ・アプローチ

ステップ1：大中華経済圏の株式

約4,500社:投資家の関心から外れた割安銘柄を特定するためのスクリーニング。

ステップ2：一次評価

約2,500社:スクリーニングで選択された銘柄に対して一次調査となる評価をアナリストが担当。

ステップ3：詳細な調査

約600-800社:絞り込まれた銘柄を対象に、自社アナリストが詳細な調査・分析を実施。推奨銘柄を抽出。

ステップ5：
リスク管理ステップ4：
ポートフォリオ構築

80社程度:チーム運用体制のもとで、ポートフォリオへ組入れる銘柄とその比率を決定。

■ 主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 投資信託証券および短期金融商品以外には投資を行いません。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

■ 分配方針

年2回（毎年2月25日および8月25日（休業日の場合は翌営業日））に決算を行い、以下の方針に基づいて収益の分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準・市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- 収益分配に充てず信託財産内に留保した利益について、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき運用を行います。

※将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

（注）市場動向および資金動向などにより、上記のような運用ができない場合があります。

④ 信託金限度額

- ・1,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

（２）【ファンドの沿革】

2006年10月31日

- ・ファンドの信託契約締結、運用開始

2012年9月26日

- ・主要投資対象の変更

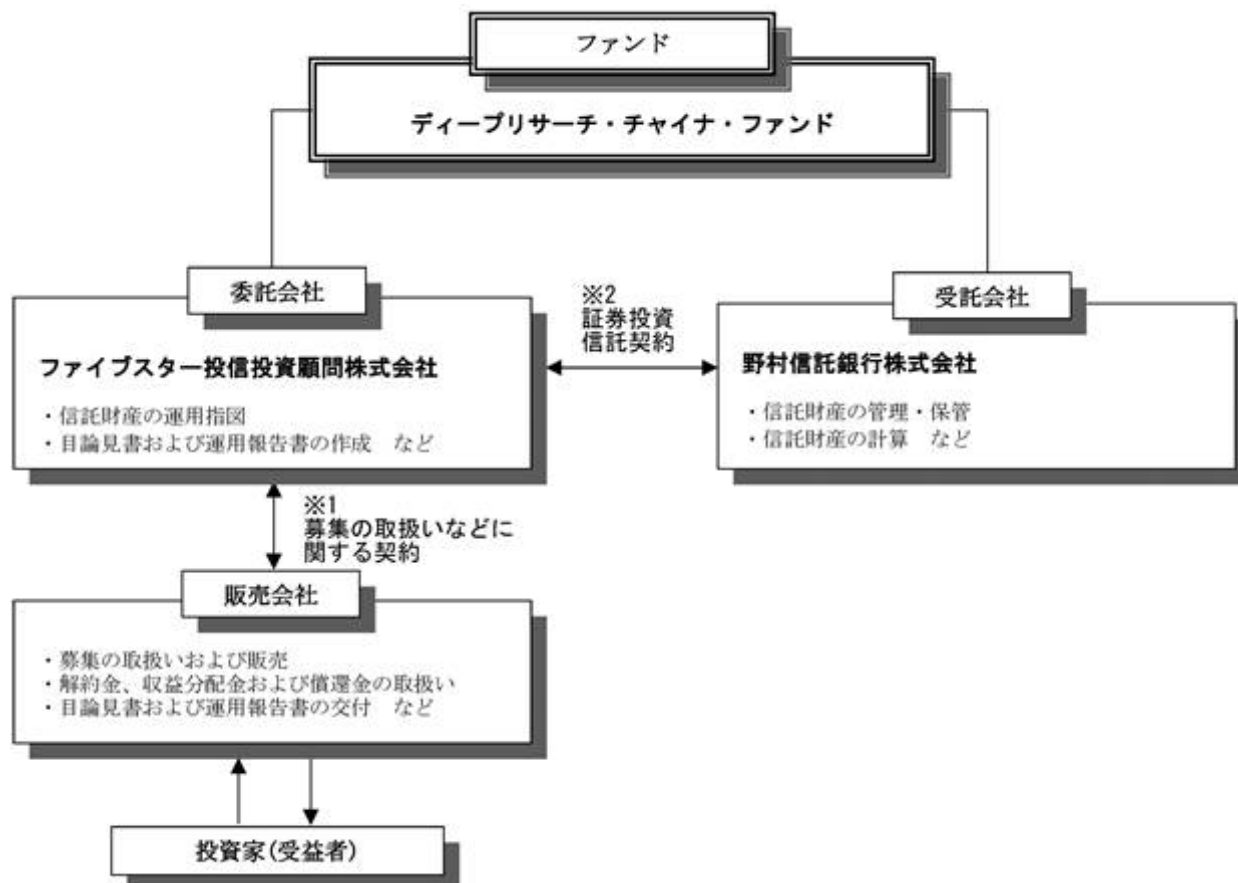
2018年1月29日

- ・ファンドの委託会社変更（日本アジア・アセット・マネジメント株式会社[※]からファイブスター投信投資顧問株式会社へ変更）を実施

※2018年10月1日付けで商号が日本アジア・アセット・マネジメント株式会社からあいグローバル・アセット・マネジメント株式会社に変更となりました。

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

<ファンド・オブ・ファンズの仕組み>

- 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。
- ファンド・オブ・ファンズ方式とは、ファンドの信託財産を主に他のファンドに投資する仕組みで、一般社団法人投資信託協会の定める商品分類において、「主として投資信託証券に投資するもの」をいいます。



※組入比率は将来的に変わる可能性があります。

② 委託会社の概況（2019年9月末現在）

1) 資本金

2億1,175万円

2) 沿革

2009年4月1日：株式会社ファイブスター投資顧問を設立（資本金100万円）

2009年6月24日：増資の実施（新資本金5,000万円）

2009年10月20日：金融商品取引業登録 関東財務局長（金商）第2266号

2013年4月25日：増資の実施（新資本金2億675万円）

2013年8月8日：ファイブスター投信投資顧問株式会社に商号変更

2014年8月29日：増資の実施（新資本金2億1,175万円）

3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
ユニコムホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋蛸殻町1-38-11	1,000株	17.30%
株式会社あかつき本社	東京都中央区日本橋小舟町8番1号 ヒューリック小舟町ビル9階	550株	9.52%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

① ファンド・オブ・ファンズの形態で運用を行ないます。

「Value Partners Ireland Fund Plc - Value Partners Classic Equity Fund」および「ユナイテッド日本債券ベビーファンド（適格機関投資家向け）」の投資信託証券を主要投資対象とし、各ファンドに対する投資比率は概ね以下の通りとします。

1. Value Partners Ireland Fund Plc - Value Partners Classic Equity Fund…… 90%以上

主に大中華経済圏の株式に分散投資を行ない、中長期的な信託財産の成長を図ることを目的としたアイルランド籍米ドル建会社型外国籍投資信託

2. ユナイテッド日本債券ベビーファンド（適格機関投資家向け）……10%未満

「ユナイテッド日本債券マザーファンド」を主要投資対象とし、安定した収益の確保を目的とするわが国の投資信託証券

ただし、この比率は将来的に変わる可能性があります。

② 市場動向、資金動向等に急激な変化が生じたとき、この投資信託の残存信託期間、残存元本等が運用に支障をきたす水準となったとき、ならびに投資対象とする投資信託証券が償還となる場合等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

投資信託証券（投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託または外国投資信託の受益証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形

ハ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

② 有価証券および金融商品の指図範囲等

委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパー

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

③ 前記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等および委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

◆投資対象とする投資信託証券の概要

フ ァ ン ド 名	Value Partners Ireland Fund Plc – Value Partners Classic Equity Fund
フ ァ ン ド 形 態	アイルランド籍外国投資信託（米ドル建て）
投資方針・特色	①大中華経済圏の株式にバリュー投資手法を用いて分散投資を行い、信託財産の中長期的な運用を行います。 ②大中華経済圏（香港、中国、台湾、シンガポール等）の株式市場において上場されている株式で、かつ、大中華経済圏において大半の資産を有するか、大半の収益を得ているか、または事業を行っている企業の株式を主要投資対象とします。 ③運用は、徹底した現地調査に基づき、市場が注目する前に割安な銘柄を発掘し投資する運用を得意とするバリュー・パートナーズ・ホンコン・リミテッドが行います。
信託報酬等（年率）	年 1.33%
その他手数料等	・ 有価証券の売買に伴う売買委託手数料、監査費用およびその他信託事務の処理に要する諸費用がかかります。 ・ 毎年の運用実績のハイ・ウォーター・マーク超過分に対して 15%の実績報酬がかかります。
運 用 会 社	バリュー・パートナーズ・ホンコン・リミテッド

フ ァ ン ド 名	ユナイテッド日本債券ベビーファンド（適格機関投資家向け）
主 要 投 資 対 象	ユナイテッド日本債券マザーファンド
投資方針・特色	①信託財産の長期成長を目指して、積極的な運用を行います。 ②マザーファンドへの投資を通じて、主として、わが国の債券に投資します。 ③わが国のファンダメンタルズ、金利動向などの分析・評価に基づき、デュレーションをアクティブに変更し、収益の獲得を目指します。 ④ AA 格以上の格付けを有する債券を中心に投資適格債券に投資し、信用リスクの低減を図ります。 ⑤市場動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
信 託 報 酬	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年 0.22%（税抜年 0.20%）の率を乗じて得た額とします。
委 託 会 社	あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社

上記は、今後、内容が変更される場合があります。

（３）【運用体制】

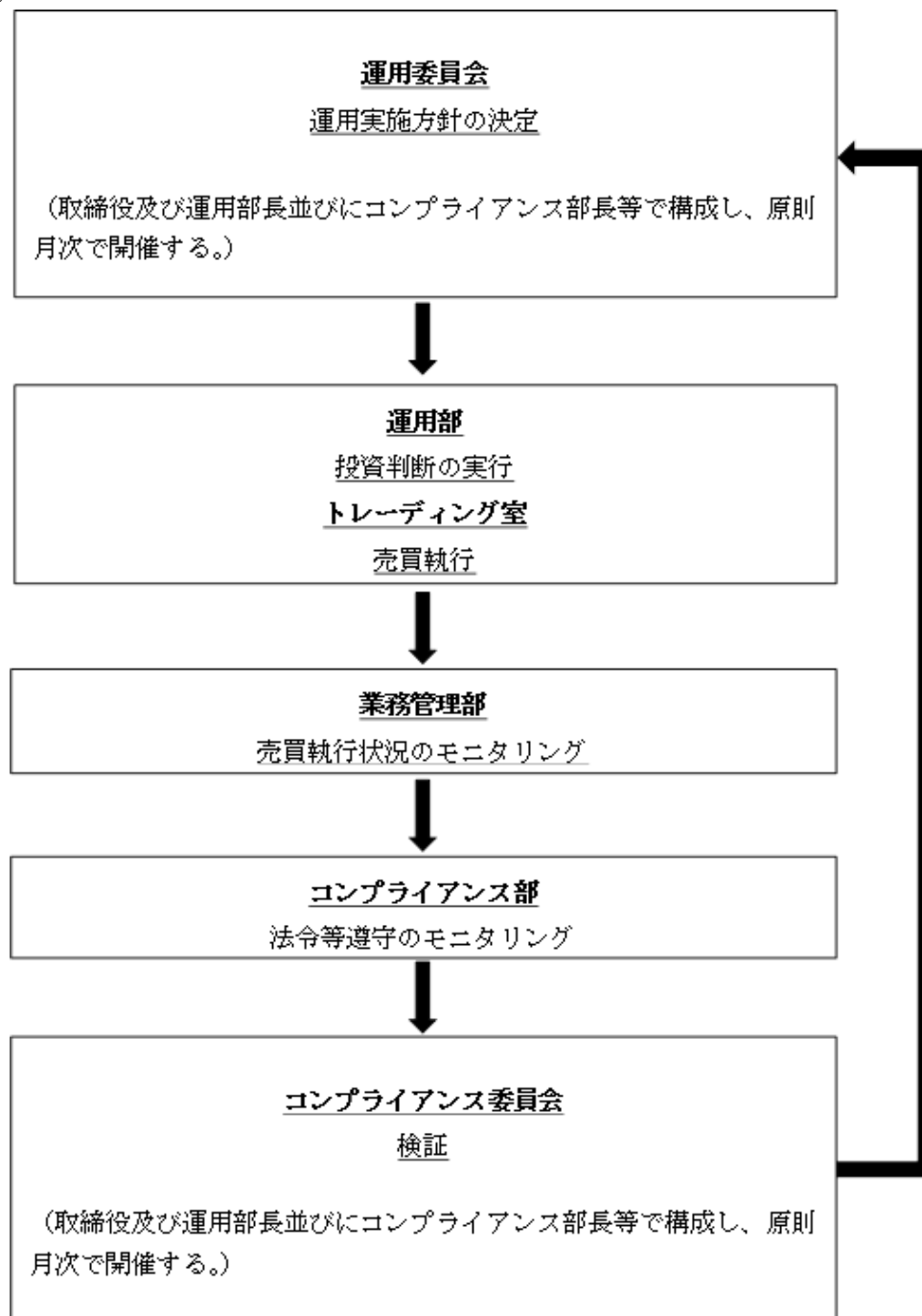
当ファンドの運用体制は以下のとおりです。

運用委員会は、経済環境や市場動向等の調査、分析に基づいて、投資判断、運用方針、運用計画等の運用に関する事項を協議、検討し、決定します。

運用部は、運用委員会で決定された運用計画等に従って、運用を実施します。

コンプライアンス部は、法令等、投資信託約款及び社内規程等の遵守状況の確認を行います。

コンプライアンス委員会では、ファンドの運用成果の評価、運用にかかるリスクの分析・管理等が報告され審議を行います。



運用に関する社内規則

運用にあたっては、関係諸法令および一般社団法人投資信託協会が定める諸規則等のほか、以下の運用関連の社内規程を遵守しています。

- ・投資運用業に係る業務方法書
- ・運用基本指針
- ・運用規程
- ・運用実施細則
- ・議決権等行使指図規程
- ・内部者取引規程
- ・役職員の自己売買に関する規程
- ・運用再委任に関する規程
- ・発注先の評価・選定に係る基準

※上記の運用体制は、2019年9月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

（４）【分配方針】

① 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

1) 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

2) 分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行なわないこともあります。

3) 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

② 収益分配金の支払い

<分配金再投資コース>

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

<分配金受取りコース>

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

（５）【投資制限】

① 約款に定める投資制限

- 1) 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 2) 投資信託証券および短期金融商品以外には投資を行いません。
- 3) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 4) 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- 5) 資金の借入れ
 1. 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
 2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日、解約代金入金日もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
 3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 4. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- 6) 同一銘柄の投資信託証券への投資は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 7) 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3【投資リスク】

（1）ファンドのリスク

委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。また、投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行などの登録金融機関は、投資者保護基金には加入しておりません。

＜基準価額の主な変動要因＞

当ファンドは、投資信託証券への投資等を通じて、株式や債券などの値動きのある有価証券等に実質的に投資しますので、当ファンドの基準価額は変動します。したがって、受益者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドおよび当ファンドが投資する投資信託証券の基準価額の変動要因の主なものは、以下の通りです。

① 価格変動リスク

当ファンドが投資する投資信託証券は株式、債券など値動きのある有価証券を組入れておりますので当ファンドの基準価額は、当該投資信託証券が組入れる株式、債券等の価格変動の影響を受けます。株式、債券等の価格は、国内外の政治、経済、社会情勢、株式等の発行企業の経営状況等の変化により、下落することがあります。

② 金利変動リスク

投資信託証券を通じて債券を組入れますので、金利変動の影響を受けます。一般に金利が上昇した場合には、既に発行されて流通している債券の価格は下落します。金利上昇は、投資信託証券が投資する債券の価格に影響を及ぼし、当ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、残存期間の長い債券の方が短い債券より金利変動が債券価格に与える影響が大きい傾向にあります。なお、投資信託証券が投資対象とする債券のうち、信用度の低い低格付けの債券の価格は、一般的に金利変動より発行体の財務内容や信用状況の影響をより大きく受ける傾向があります。

③ 為替変動リスク

投資信託証券を通じて外貨建資産に投資しておりますので、為替相場の変動の影響を受けます。為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合にはファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

④ 流動性リスク

組入有価証券を売却あるいは取得しようとする際に、市場規模や市場動向によっては、組入有価証券が当初期待される価格で売却できずに、基準価額が下落することがあります。

特に、当ファンドが投資する外国籍投資信託証券の投資対象市場には新興市場が含まれています。かかる新興市場の市場規模や取引量は成熟市場に比べて低い水準にあり、流動性の低さから投資有価証券ひいては基準価額の変動性が大きくなることがあります。また、市場の流動性の低さは投資有価証券の処分価格または処分の容易性に悪影響を及ぼすことがあります。

⑤ 信用リスク

有価証券の発行体において、経営不振、その他の理由により債務不履行が発生した場合、またはそうした事態が予測される場合等には、当該発行体が発行する有価証券の価格は大きく下落し、基準価額が値下がりする要因となります。

⑥ カントリーリスク

外貨建資産に投資する場合、その国の政治、経済情勢、外国為替規制、資本規制等による影響を受け、当ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。特に、当ファンドが投資する外国籍投資信託証券の投資対象市場には新興市場が含まれています。新興市場では、法制・司法・当局による規制等が未だ整備途上の場合があり、当ファンドが投資する外国籍投資信託証券の投資・管理・運用に対する法令の適用や裁判機関・監督官庁の対応も不透明である可能性があります。かかる不透明さが投資先の外国籍投資信託証券、ひいては当ファンドに悪影響を及ぼす可能性があります。

⑦ 解約による資金流出に伴うリスク

一部解約金の支払資金を手当てするために、ファンドの組入有価証券等を大量に売却しなければならない場合があります。この場合、市場規模や市場動向によっては、当初期待される価格で売却できないことがあり、当該取引によりファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、ファンド・オブ・ファンズ方式による運用は、ファンドが投資する投資信託証券の資金動向によって、ファンドの基準価額が影響を受ける場合があります。

（ご注意）以上は、基準価額の主な変動要因であり、変動要因はこれに限られるものではありません。

<その他の留意点>

① ファンド運営上のリスク

（A）取得申込みの受付の中止・取消、解約の受付の中止・取消

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得のお申込みの受け付けを中止することがあり、また、既に受け付けた取得のお申込みの受け付けを取消す場合があります。また、同様の理由により、ご解約のお申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けたご解約のお申込みを取消す場合があります。

（B）信託の途中終了

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回った場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のために有利と認める場合、もしくはその他やむを得ない事情等が発生したときは、信託期間の途中でも信託を終了し繰上償還させる場合があります。

（C）外国籍投資信託証券

当ファンドが投資対象とする外国籍投資信託証券は、海外の運用会社が運用をしております。当該運用会社の業務または財産の状況の変化、運用担当者の交代、その他の理由により、運用に支障が出る場合があります。

② 販売会社、受託会社等関係法人に関する留意点

（A）販売会社

委託会社と販売会社は、ファンドの受益権の募集等について契約を締結しており、受益者の購入資金は、販売会社を通じて、ファンドに振り込まれますので、当該ファンドに着金するまでは、委託会社および受託会社において責任を負いません。また、収益分配金、一部解約金、償還金の支払いについても、販売会社へ支払った後の受益者への支払いについては、委託会社および受託会社は責任を負いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社は販売（お申込み代金の預かり等を含みます。）について、それぞれの責任を負い、互いに他についての責任を負いません。

（B）受託会社

委託会社と受託会社は、ファンドの信託契約を締結しており、収益分配金、一部解約金、償還金の支払いは、委託会社の指示により、ファンドから販売会社の指定口座に支払われます。ファンドから、販売会社の指定口座への支払いをした後は、受託会社は、当該収益分配金、一部解約金、償還金についての責任を負いません。

受託会社の格付けが低下した場合やその他信用力が低下した場合には、為替取引等の相手方の提供するクレジットラインが削減される可能性があり、その結果、当ファンドの運用に支障が出る可能性があります。

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社が辞任した後、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託を終了させます。

③ 収益分配に係る留意点

ファンドの収益分配金は、収益分配方針に基づいて、委託会社が決定します。

委託会社の判断により、基準価額の水準、市場動向等、分配対象収益の水準によって分配を行わない場合があります。

（２）リスク管理体制

投資信託財産に係る運用のリスク管理は、業務管理部とコンプライアンス部が関係諸法令及び一般社団法人投資信託協会の定める諸規則等、並びに社内規程違反等がないか監視する他、売買執行の状況や運用リスク等についてモニタリングします。

尚、この内容については原則月次で開催されるコンプライアンス委員会に報告されます。

コンプライアンス部

コンプライアンス部は、法令・諸規則の遵守態勢の整備に関する事項および運用のリスク管理に関する事項、ならびに顧客属性調査等及び対外契約審査全般に関する事項、その他コンプライアンスに関する事項全般を統括する。

業務管理部

業務管理部は、法定帳簿作成・管理に係る事項、顧客管理に関する事項、その他運用事務・管理全般に関する事項を分掌する。

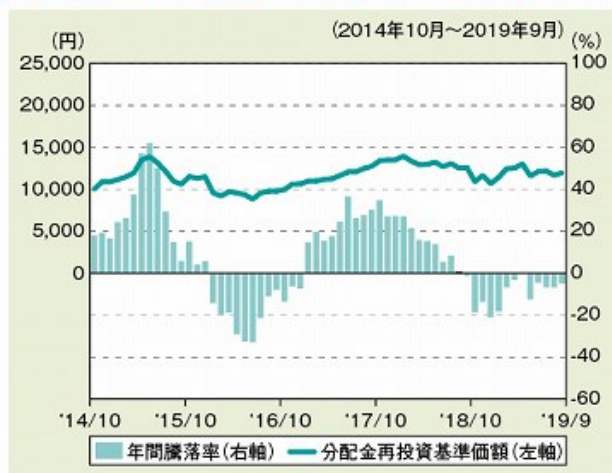
コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、コンプライアンス部が策定したコンプライアンスプログラム案の審議・承認する他、承認済みのコンプライアンスプログラムの進捗状況及び月次社内コンプライアンスチェックリストの集計報告や運用リスクモニタリング結果及び運用事故等の報告並びにリスク管理事項の見直し及び運用委員会への上程について審議・決定する。

※上記体制は2019年9月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

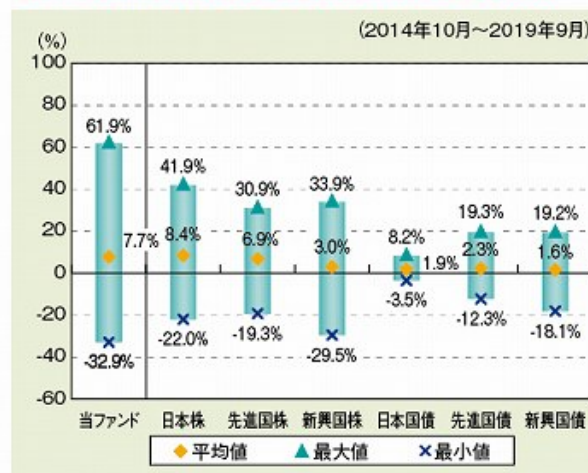
(参考情報)

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2014年10月末を10,000として指数化しております。
 ※年間騰落率は、2014年10月から2019年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※2014年10月～2019年9月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値、最大値、最小値を表示したものであり、決算日に対応した数値とは異なります。

※当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※先進国株ならびに新興国株については米ドルベースのため、Bloomberg L.P.(ブルームバーグ・エル・ピー)が提供する円換算の指数表示しております。

<各資産クラスの指数について>

資産クラス	指数名	注記等
日本株	TOPIX(配当込み)	TOPIXとは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、TOPIXに関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIXの指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。東京証券取引所はTOPIXの算出もしくは公表方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)	MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)	MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI国債とは、野村證券株式会社が発表している我が国の代表的な債券パフォーマンスインデックスで、国債のほか、地方債、政府保証債、金融債、事業債および円建外債等で構成されており、ポートフォリオの投資収益率・利回り・クーポン・デュレーション等の各指標が日々公表されます。NOMURA-BPI国債は野村證券株式会社の知的財産であり、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任ありません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLC により運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合投資収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数に関する著作権、商標権、その他知的財産権はすべて FTSE Fixed Income LLC に帰属します。
新興国債	FTSE新興国市場国債インデックス(円ベース)	FTSE新興国市場国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLC により運営され、主要新興国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数に関する著作権、商標権、その他知的財産権はすべて FTSE Fixed Income LLC に帰属します。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.30%（税抜3%）が上限となっております。
- ・申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
- ・＜分配金再投資コース＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。

※申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。

（２）【換金（解約）手数料】

① 換金手数料

ありません。

② 信託財産留保額

ありません。

（３）【信託報酬等】

① 信託報酬

信託報酬率（年率）＜純資産総額に対し＞	
当ファンド	1.3530%（税抜1.23%）
投資対象とする投資信託証券	1.2190%（税抜1.217%）程度
実質的負担	2.572%（税抜2.447%）程度※ ¹

- ・当ファンドの信託報酬は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年1.3530%（税抜1.23%）の率を乗じて得た額とします。

※¹当ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬等を加味して、投資者が実質的に負担する信託報酬について算出したものです。

※投資対象とする投資信託証券の信託報酬の詳細については、「第1 ファンドの状況－2 投資方針－（2）投資対象」－「投資対象とする投資信託証券の概要」をご覧ください。

② 信託報酬の配分

当ファンドの信託報酬の配分は、以下の通りとします。

信託報酬率（年率）			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
1.23%	0.58%	0.60%	0.05%

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

役務の内容	
委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

③ 支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

（４）【その他の手数料等】

- ① 当ファンドの組入有価証券の売買に係る売買委託手数料ならびに外国投資信託証券に係る保管費用等は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。
- ② 信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、受益者の負担とし、当ファンドの計算期間を通じて毎日、当該計算期間の日数で除して計算し、毎計算期末または信託終了のとき、当該消費税等相当額とともに信託財産中から支払われます。
- ③ 信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等を含みます。以下「諸経費」といいます。）および諸経費にかかる消費税等相当額ならびに受託会社の立替えた立替金の利息は信託財産中から支払われます。
- ④ 信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中から支払われます。
- ⑤ 投資する投資信託証券において上記①から④の費用と同様の費用がかかり、当該費用は、投資する投資信託証券の信託財産中から支払われます。また、投資する投資信託証券の一部には、実績報酬が発生するものがある場合があります。その場合には、当該投資信託証券の信託財産中から支払われます。

※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。

上記その他の手数料等は、運用の状況等により異なるため、料率、上限率等をあらかじめ表示することができません。

受益者が負担する手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なるため、あらかじめ表示することができません。

上記手数料等については、販売会社または委託会社までお問い合わせください。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

① 個人受益者の場合

１）収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）^{*}については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

※解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。

また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者少額投資非課税制度（ジュニアNISA）をご利用の場合、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③ 個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

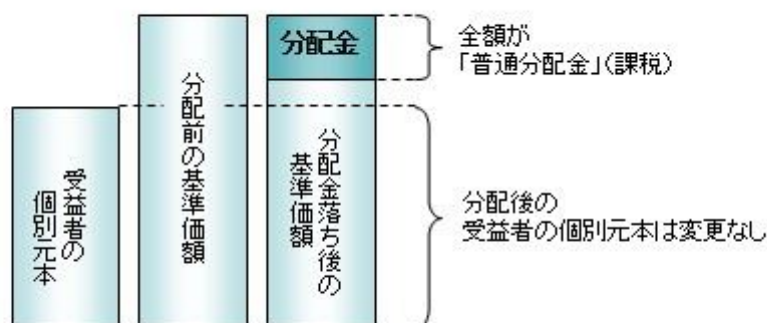
2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

④ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

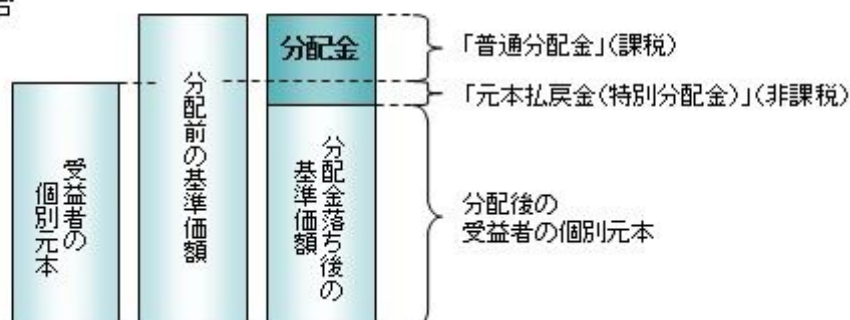
- 1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。
- 2) 受益者が収益分配金を受け取る際
 - イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
 - ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。
 - ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



※2020年1月1日以降の分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下の運用状況は2019年9月末日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	679,494	0.33
投資証券	アイルランド	199,144,956	97.97
現金・預金・その他資産（負債控除後）	－	3,443,742	1.70
合計（純資産総額）		203,268,192	100.00

(注)国・地域は、発行者が法的に登録されている国の、または登録が行われていない場合は法的な所在地のある国を表します。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
アイルランド	投資証券	Value Partners Classic Equity Fund	101,781.67	1,919.89	195,410,301	1,956.58	199,144,956	97.97
日本	投資信託 受益証券	ユナイテッド日本債券ベビーフンド（適格機関投資家向け）	655,946	1.0406	682,577	1.0359	679,494	0.33

(注)国・地域は、発行者が法的に登録されている国の、または登録が行われていない場合は法的な所在地のある国を表します。

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	0.33
投資証券	97.97
合 計	98.30

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（円）		1口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第7計算期間末（2010年 2月25日）	1,777,491,154	2,043,307,030	1.1000	1.2645
第8計算期間末（2010年 8月25日）	1,457,164,895	1,512,459,354	1.0541	1.0941
第9計算期間末（2011年 2月25日）	1,209,345,463	1,314,474,991	1.0353	1.1253
第10計算期間末（2011年 8月25日）	1,003,854,355	1,003,854,355	0.8837	0.8837
第11計算期間末（2012年 2月27日）	977,064,201	977,064,201	0.9366	0.9366
第12計算期間末（2012年 8月27日）	663,992,671	663,992,671	0.7691	0.7691
第13計算期間末（2013年 2月25日）	712,419,620	747,757,198	1.0080	1.0580
第14計算期間末（2013年 8月26日）	596,516,600	596,516,600	0.9886	0.9886
第15計算期間末（2014年 2月25日）	464,100,076	529,128,289	0.9992	1.1392
第16計算期間末（2014年 8月25日）	445,234,798	467,143,496	1.0161	1.0661
第17計算期間末（2015年 2月25日）	406,724,669	465,310,716	1.0414	1.1914
第18計算期間末（2015年 8月25日）	315,964,481	315,964,481	0.9195	0.9195
第19計算期間末（2016年 2月25日）	266,862,550	266,862,550	0.8371	0.8371
第20計算期間末（2016年 8月25日）	265,741,655	265,741,655	0.8713	0.8713
第21計算期間末（2017年 2月27日）	282,614,591	284,024,398	1.0023	1.0073
第22計算期間末（2017年 8月25日）	264,116,113	289,865,015	1.0257	1.1257
第23計算期間末（2018年 2月26日）	247,763,692	264,461,314	1.0387	1.1087
第24計算期間末（2018年 8月27日）	226,142,732	226,142,732	0.9646	0.9646
第25計算期間末（2019年 2月25日）	225,320,884	225,320,884	0.9602	0.9602
第26計算期間末（2019年 8月26日）	198,281,418	198,281,418	0.8945	0.8945
2018年 9月末日	231,921,406	—	0.9820	—
10月末日	201,227,720	—	0.8517	—
11月末日	213,561,788	—	0.9084	—
12月末日	194,826,424	—	0.8327	—
2019年 1月末日	208,827,473	—	0.8896	—
2月末日	228,244,657	—	0.9705	—
3月末日	224,530,523	—	0.9776	—
4月末日	227,584,611	—	1.0158	—
5月末日	202,989,045	—	0.9037	—
6月末日	211,464,429	—	0.9449	—
7月末日	210,765,227	—	0.9506	—
8月末日	200,918,106	—	0.9113	—
9月末日	203,268,192	—	0.9330	—

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第7期	2009年 8月26日～2010年 2月25日	0.1645
第8期	2010年 2月26日～2010年 8月25日	0.0400
第9期	2010年 8月26日～2011年 2月25日	0.0900
第10期	2011年 2月26日～2011年 8月25日	0.0000
第11期	2011年 8月26日～2012年 2月27日	0.0000
第12期	2012年 2月28日～2012年 8月27日	0.0000
第13期	2012年 8月28日～2013年 2月25日	0.0500
第14期	2013年 2月26日～2013年 8月26日	0.0000
第15期	2013年 8月27日～2014年 2月25日	0.1400
第16期	2014年 2月26日～2014年 8月25日	0.0500
第17期	2014年 8月26日～2015年 2月25日	0.1500
第18期	2015年 2月26日～2015年 8月25日	0.0000
第19期	2015年 8月26日～2016年 2月25日	0.0000
第20期	2016年 2月26日～2016年 8月25日	0.0000
第21期	2016年 8月26日～2017年 2月27日	0.0050
第22期	2017年 2月28日～2017年 8月25日	0.1000
第23期	2017年 8月26日～2018年 2月26日	0.0700
第24期	2018年 2月27日～2018年 8月27日	0.0000
第25期	2018年 8月28日～2019年 2月25日	0.0000
第26期	2019年 2月26日～2019年 8月26日	0.0000

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第7期	2009年 8月26日～2010年 2月25日	7.72
第8期	2010年 2月26日～2010年 8月25日	△0.54
第9期	2010年 8月26日～2011年 2月25日	6.75
第10期	2011年 2月26日～2011年 8月25日	△14.64
第11期	2011年 8月26日～2012年 2月27日	5.99
第12期	2012年 2月28日～2012年 8月27日	△17.88
第13期	2012年 8月28日～2013年 2月25日	37.56
第14期	2013年 2月26日～2013年 8月26日	△1.92
第15期	2013年 8月27日～2014年 2月25日	15.23
第16期	2014年 2月26日～2014年 8月25日	6.70
第17期	2014年 8月26日～2015年 2月25日	17.25
第18期	2015年 2月26日～2015年 8月25日	△11.71
第19期	2015年 8月26日～2016年 2月25日	△8.96
第20期	2016年 2月26日～2016年 8月25日	4.09
第21期	2016年 8月26日～2017年 2月27日	15.61
第22期	2017年 2月28日～2017年 8月25日	12.31
第23期	2017年 8月26日～2018年 2月26日	8.1
第24期	2018年 2月27日～2018年 8月27日	△7.1
第25期	2018年 8月28日～2019年 2月25日	△0.5
第26期	2019年 2月26日～2019年 8月26日	△6.8

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第7期	2009年 8月26日～2010年 2月25日	252,690,774	502,059,354
第8期	2010年 2月26日～2010年 8月25日	123,942,659	357,483,161
第9期	2010年 8月26日～2011年 2月25日	110,112,850	324,368,465
第10期	2011年 2月26日～2011年 8月25日	123,577,685	155,733,119
第11期	2011年 8月26日～2012年 2月27日	55,387,065	148,178,779
第12期	2012年 2月28日～2012年 8月27日	11,139,718	190,991,559
第13期	2012年 8月28日～2013年 2月25日	5,157,434	161,712,748
第14期	2013年 2月26日～2013年 8月26日	7,856,597	111,224,791
第15期	2013年 8月27日～2014年 2月25日	2,896,846	141,792,981
第16期	2014年 2月26日～2014年 8月25日	11,544,115	37,857,385
第17期	2014年 8月26日～2015年 2月25日	8,445,832	56,046,147
第18期	2015年 2月26日～2015年 8月25日	42,621,388	89,574,086
第19期	2015年 8月26日～2016年 2月25日	3,698,081	28,538,751
第20期	2016年 2月26日～2016年 8月25日	3,704,006	17,495,534
第21期	2016年 8月26日～2017年 2月27日	6,937,209	29,964,475
第22期	2017年 2月28日～2017年 8月25日	6,315,887	30,788,354
第23期	2017年 8月26日～2018年 2月26日	32,070,608	51,022,164
第24期	2018年 2月27日～2018年 8月27日	18,699,703	22,784,402
第25期	2018年 8月28日～2019年 2月25日	12,261,243	12,056,335
第26期	2019年 2月26日～2019年 8月26日	14,357,086	27,358,066

《参考情報》

運用実績

データ基準日：2019年9月末現在

■ 基準価額・純資産総額の推移

基準価額	9,330 円
純資産総額	203 百万円

*基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

*純資産総額の単位未満は切り捨てています。

■ 分配の推移

決算期	分配金
第22期（2017年8月25日）	1,000 円
第23期（2018年2月26日）	700 円
第24期（2018年8月27日）	0 円
第25期（2019年2月25日）	0 円
第26期（2019年8月26日）	0 円
設定来累計	8,595 円

*分配金は、1万口当たり、税引き前の金額です。

*分配金は収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。



*分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものと仮定して算出しております。

*基準価額の計算において信託報酬は控除しております。

■ 主要な資産の状況

ファンドの内訳	比率 (%)
アイルランド籍外国投資信託（米ドル建て）「Value Partners Ireland Fund Plc - Value Partners Classic Equity Fund」	98.0
ユナイテッド日本債券ベビーファンド（適格機関投資家向け）	0.3
現金等	1.7
合計	100.0

*四捨五入の影響により比率の合計は一致しない場合があります。

各ファンドの組入上位10銘柄		
Value Partners Ireland Fund Plc - Value Partners Classic Equity Fund		
銘柄	業種	比率 (%)
アリババ・グループ・ホールディング（Alibaba Group Holding Limited）	小売	8.0
台湾積体電路製造（TSMC/台湾セミコンダクター）	半導体・半導体製造装置	5.3
貴州茅台酒（Kweichow Moutai Co., Ltd.）	食品・飲料・タバコ	4.3
大立光電（ラーガン・プレジジョン）	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3.4
美团点评（メイチュアン・ディアンピン）	小売	3.4
中国建設銀行（チャイナ・コンストラクション・バンク）	銀行	3.2
友邦保険控股（AIAグループ）	保険	2.9
創科実業（テクトロニック・インダストリーズ）	資本財	2.8
北京同仁堂国薬（ベイジン・トンレンタン・チャイニーズ）	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2.6
美的集団（ミデア・グループ）	耐久消費財・アパレル	2.4

*Value Partners Classic Equity Fundの純資産総額に対する比率です。

*表示桁数未満四捨五入

各ファンドの組入上位10銘柄		
ユナイテッド日本債券ベビーファンド（適格機関投資家向け）		
銘柄	比率 (%)	
ユナイテッド日本債券マザーファンド	97.4	
現金等	2.7	
-	-	
-	-	
-	-	
-	-	
-	-	
-	-	
-	-	

*比率はユナイテッド日本債券ベビーファンド（適格機関投資家向け）の純資産総額に対する比率です。

*表示桁数未満四捨五入

*追加設定の計上タイミングと投資対象の購入処理等のタイミングのずれ等により、比率が100%をこえる場合があります。

■ 年間収益率の推移（暦年ベース）



*当ファンドにはベンチマークはありません。ファンドの収益率は税引前分配金を再投資したものと仮定して算出しております。2019年は9月末までの収益率です。

※ファンドの過去の運用実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。最新の運用実績は、表紙に記載する委託会社のホームページでご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

（2）コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース＞と＜分配金受取りコース＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

＜分配金再投資コース＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

＜分配金受取りコース＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

（3）申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

（4）取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

（5）取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

●香港もしくはダブリンの銀行の休業日

●香港の取引所の休業日

（6）申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

（7）申込単位

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

＜ファイブスター投信投資顧問株式会社 お客様デスク＞

電話 番 号：03-3553-8711

受 付 時 間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時まで

ホームページアドレス：<http://www.fivestar-am.co.jp/>

（8）申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

（9）受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所[※]における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

2【換金（解約）手続等】

＜解約請求による換金＞

（１）解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

（２）取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

（３）解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日下記いずれかに該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

●香港もしくはダブリンの銀行の休業日

●香港の取引所の休業日

（４）解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限（１億口または１億円以上の解約は、正午まで）を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（５）解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

＜ファイブスター投信投資顧問株式会社 お客様デスク＞

電 話 番 号：０３－３５５３－８７１１

受 付 時 間：委託会社の営業日の午前９時～午後５時まで

ホームページアドレス：<http://www.fivestar-am.co.jp/>

（６）手取額

１口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

（７）解約単位

１口単位

※販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（８）解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して８営業日目からお支払いします。

（９）受付の中止および取消

・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。

・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

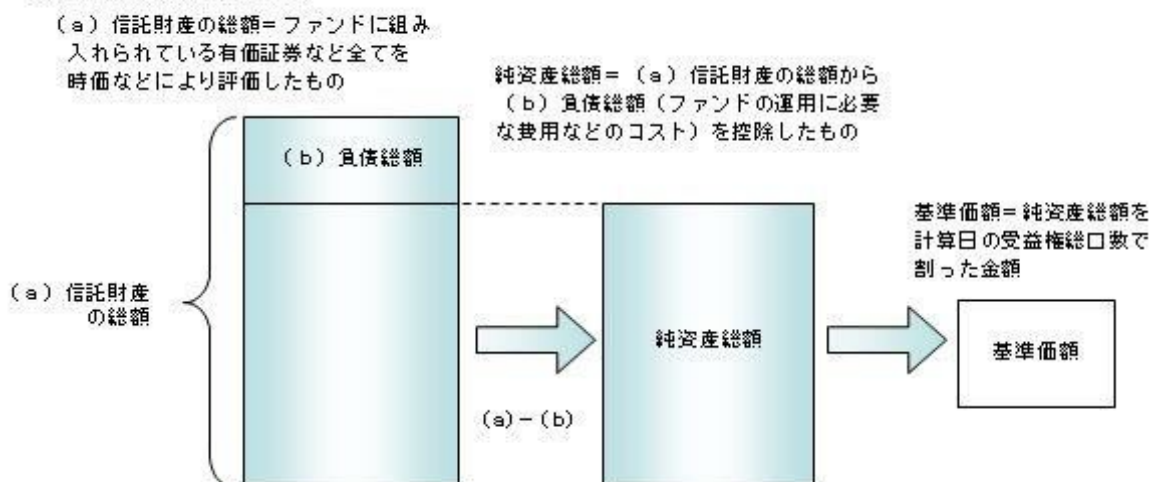
3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

① 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



② 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価します。

<主な資産の評価方法>

◇投資信託証券

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<ファイブスター投信投資顧問株式会社 お客様デスク>

電話 番号：03-3553-8711

受付 時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時まで

ホームページアドレス：<http://www.fivestar-am.co.jp/>

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

無期限とします（2006年10月31日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（４）【計算期間】

毎年2月26日から8月25日までおよび8月26日から翌年2月25日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

（５）【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ) 受益者の解約により受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
 - ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ハ) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内（1ヵ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。）に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）
- 4) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 - イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間を設けてその公告および書面の交付が困難な場合
 - ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立の結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。）
 - ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 5) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

- ・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
- ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

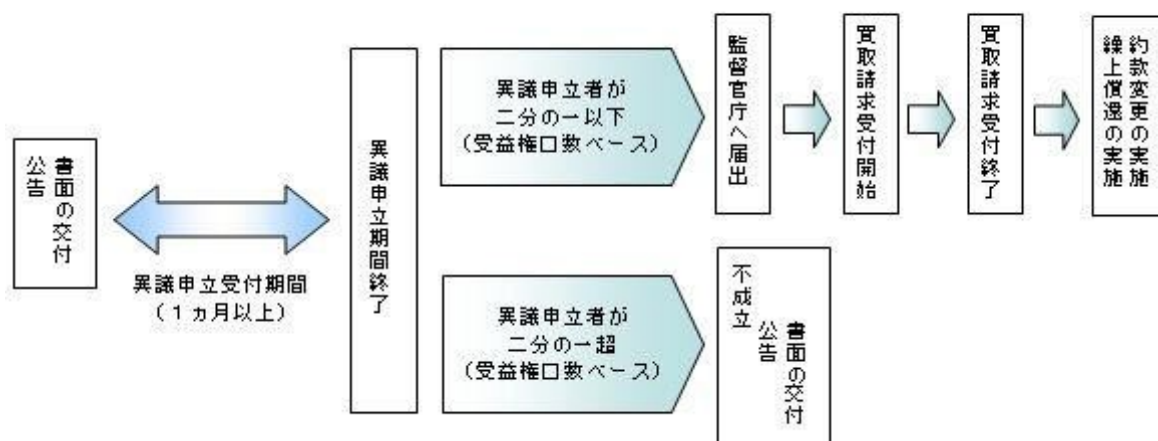
③ 信託約款の変更

- 1) 委託会社は、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）
- 4) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「異議の申立て」の規定を適用します。

④ 異議の申立て

- 1) 繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べるすることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行ないません。
- 2) 委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行わない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

<繰上償還、信託約款の重大な変更を行なう場合の手続きの流れ>



⑤ 公告

公告は電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。

ホームページ アドレス <http://www.fivestar-am.co.jp/>

※なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。

⑥ 運用報告書の作成

- ・委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページ アドレス <http://www.fivestar-am.co.jp/>

⑦ 関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前（または60日前）までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は、6ヶ月であるため、財務諸表は6ヶ月ごとに作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第26期計算期間（2019年2月26日から2019年8月26日まで）の財務諸表について、イデア監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

ディープリサーチ・チャイナ・ファンド

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第25期 (2019年2月25日現在)	第26期 (2019年8月26日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	265	2,757
金銭信託	11,337,612	7,354,714
投資信託受益証券	676,805	682,577
投資証券	216,471,931	193,359,513
流動資産合計	228,486,613	201,399,561
資産合計	228,486,613	201,399,561
負債の部		
流動負債		
未払解約金	10,557	9,020
未払受託者報酬	57,322	58,098
未払委託者報酬	1,352,611	1,371,010
その他未払費用	1,745,239	1,680,015
流動負債合計	3,165,729	3,118,143
負債合計	3,165,729	3,118,143
純資産の部		
元本等		
元本	234,657,675	221,656,695
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△9,336,791	△23,375,277
（分配準備積立金）	3,589,231	3,181,936
元本等合計	225,320,884	198,281,418
純資産合計	225,320,884	198,281,418
負債純資産合計	228,486,613	201,399,561

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第25期 自 2018年8月28日 至 2019年2月25日	第26期 自 2019年2月26日 至 2019年8月26日
営業収益		
受取利息	1	2,848
有価証券売買等損益	2,727,245	△408,720
為替差損益	△810,153	△10,623,115
営業収益合計	1,917,093	△11,028,987
営業費用		
受託者報酬	57,322	58,098
委託者報酬	1,352,611	1,371,010
その他費用	1,749,788	1,684,696
営業費用合計	3,159,721	3,113,804
営業利益又は営業損失（△）	△1,242,628	△14,142,791
経常利益又は経常損失（△）	△1,242,628	△14,142,791
当期純利益又は当期純損失（△）	△1,242,628	△14,142,791
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△1,029,467	491,315
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△8,310,035	△9,336,791
剰余金増加額又は欠損金減少額	443,620	1,068,236
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	443,620	1,068,236
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,257,215	472,616
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,257,215	472,616
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△9,336,791	△23,375,277

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第26期 自 2019年 2月26日 至 2019年 8月26日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券及び投資証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。 (2) 計算期間末日の取扱い 2019年8月25日が休日のため、計算期間末日を2019年8月26日としております。このため、当計算期間は182日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第25期 (2019年 2月25日現在)	第26期 (2019年 8月26日現在)
1. 投資信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 234,452,767円 期中追加設定元本額 12,261,243円 期中一部解約元本額 12,056,335円	期首元本額 234,657,675円 期中追加設定元本額 14,357,086円 期中一部解約元本額 27,358,066円
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は9,336,791円です。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は23,375,277円です。
3. 計算期間末日における受益権の総数	234,657,675口	221,656,695口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第25期 自 2018年 8月28日 至 2019年 2月25日	第26期 自 2019年 2月26日 至 2019年 8月26日
分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	1円	0円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	31,665,384円	30,119,435円
分配準備積立金額	3,589,230円	3,181,936円
当ファンドの分配対象収益額	35,254,615円	33,301,371円
当ファンドの期末残存口数	234,657,675口	221,656,695口
1万口当たり収益分配対象額	1,502.38円	1,502.38円
1万口当たり分配金額	0円	0円
収益分配金金額	0円	0円

（金融商品に関する注記）

項目	第25期 自 2018年 8月28日 至 2019年 2月25日	第26期 自 2019年 2月26日 至 2019年 8月26日
1.金融商品の状況に関する事項	・金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 ・金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭信託等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(有価証券に関する注記)」に記載しております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。 ・金融商品に係るリスク管理体制 複数の部署において信託約款等の遵守状況、市場リスク、信用リスク、流動性リスク等のモニタリングを行いコンプライアンス委員会において評価しております。信託財産全体としてのリスク管理を、金融商品、リスクの種類ごとに行っております。 ・金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	・金融商品に対する取組方針 同左 ・金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 ・金融商品に係るリスク管理体制 同左 ・金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左
2.金融商品の時価等に関する事項	・貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 ・時価の算定方法 投資信託受益証券、投資証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 - デリバティブ取引 該当はありません。 - 金銭信託等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	・貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左 ・時価の算定方法 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第25期 自 2018年 8月28日 至 2019年 2月25日	第26期 自 2019年 2月26日 至 2019年 8月26日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	△7,674	5,772
投資証券	2,784,595	△978,211
合計	2,776,921	△972,439

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

項目	第25期 (2019年 2月25日現在)	第26期 (2019年 8月26日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり)	0.9602円 (9,602円)	0.8945円 (8,945円)

（４）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	ユナイテッド日本債券ベビーファンド（適格機関投資家向け）	655,946	682,577	
	日本円小計		655,946	682,577	
投資信託受益証券合計			655,946	682,577	
投資証券	米ドル	Value Partners Classic Equity Fund	103,435.48	1,840,117.18	
	米ドル小計		103,435.48	1,840,117.18 (193,359,513)	
投資証券合計			103,435.48	193,359,513 (193,359,513)	
合計				194,042,090 (193,359,513)	

（注）投資信託受益証券、投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

有価証券明細表注記

（注１）通貨の表示については、その通貨の表記単位で表示しています。

（注２）通貨種類毎の小計欄の（ ）内は邦貨換算額であります。

（注３）合計欄は邦貨額であります。（ ）内は外貨建有価証券の邦貨換算額であり、内数で表示しております。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	投資証券 1銘柄	100.00%	100.00%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2019年9月30日現在です。

【純資産額計算書】

I 資産総額	206,027,326円
II 負債総額	2,759,134円
III 純資産総額（I－II）	203,268,192円
IV 発行済口数	217,861,883口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.933円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行わないものとします。

（2）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（3）譲渡制限の内容

① 譲渡制限はありません。

② 受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（4）受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（5）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（6）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

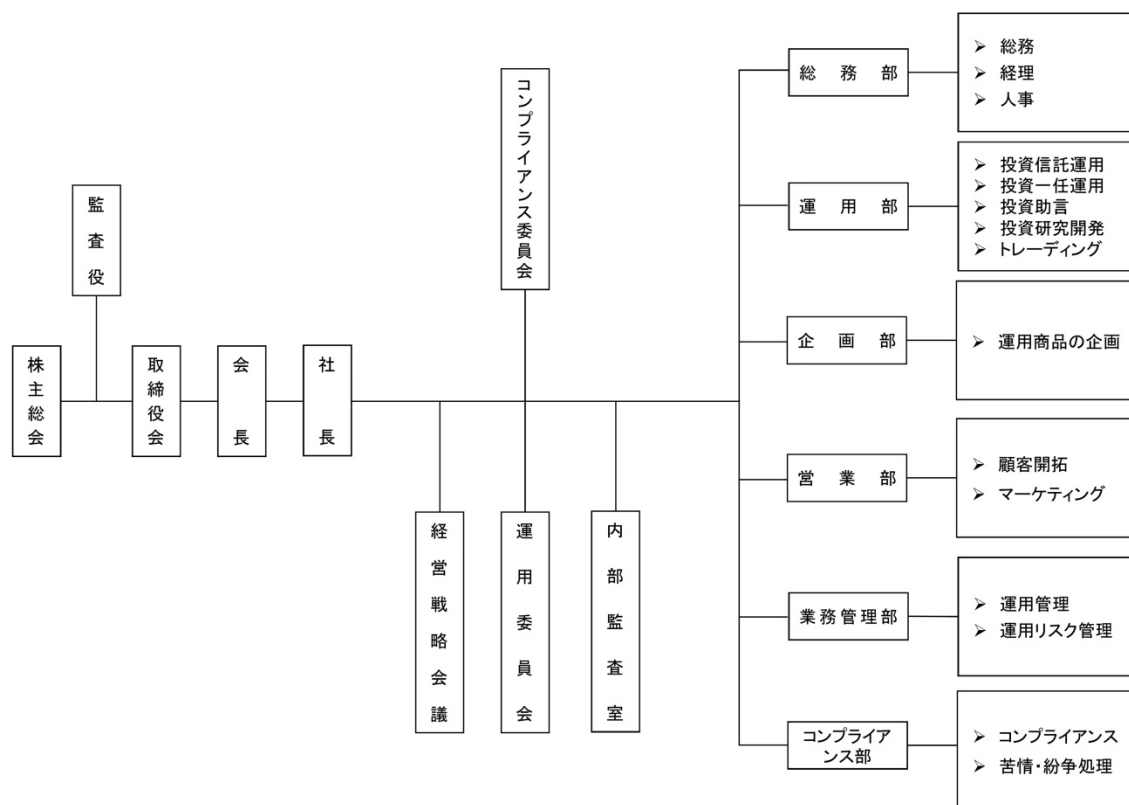
（1）資本金の額等

2019年9月末現在の委託会社の資本金の額：	2億1,175万円
発行可能株式総数：	20,000株
発行済株式総数：	5,780株
最近5年間に於ける資本金の額の増減：	該当事項はございません。

（2）委託会社等の機構

- ① 委託会社の機構は次の通りとなっております。委託会社の取締役は3名以上、監査役は1名以上とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、累積投票によらないものとします。取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠又は増員により選任された取締役の任期は、退任した取締役または他の在任取締役の任期の満了すべき時までとします。委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。取締役会は、その決議により、取締役会長及び取締役社長各1名を選定し、また必要に応じて副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができます。

② 組織図



※ 2019年9月末現在

③ 投資運用の意思決定機構

- 運用部に所属するファンドマネジャーは国内外の経済環境や投資環境を分析し、その相場展望に基づく月次又は臨時の運用実施方針を作成します。
- 「運用委員会」は運用部から提出された運用実施方針を「コンプライアンス委員会」より上程された運用リスク管理案や事故報告等を踏まえて総合的に審議し、月次の運用方針および各ファンドの運用計画を決定します。

- c. 各ファンドマネジャーは定められた運用方針・運用計画に基づき、日々の資産配分・銘柄選択等を決定し、トレーダーに売買に関する指図をします。
- d. 「コンプライアンス委員会」は、原則として月次で運用実績・パフォーマンスを分析評価し、必要に応じて運用リスク管理案等を「運用委員会」へ上程します。
- e. 「運用委員会」は、常勤取締役、常勤監査役、運用部長、コンプライアンス部長、業務管理部長、その他代表取締役指名された者で構成し、原則として月次で開催される他、必要に応じて臨時で開催されます。

※ 2019年9月末現在

2【事業の内容及び営業の概況】

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資信託の運用および投資一任契約に基づく運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部および投資助言業務を行っています。
- ・2019年9月末現在、委託会社が、運用する投資信託（親投資信託は除きます。）は以下のとおりです。

ファンドの種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	23本	15,076,359,638 円
単位型株式投資信託	26本	12,306,411,737 円
合計	49本	27,382,771,375 円

3 【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

委託会社であるファイブスター投信投資顧問株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10期事業年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の財務諸表について、イデア監査法人の監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 平成30年3月31日	当事業年度 平成31年3月31日
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	174,324	139,554
前払費用	1,422	3,639
未収運用受託報酬	10,466	9,309
未収投資助言報酬	4,769	1,679
未収委託者報酬	53,064	66,592
立替金	15,459	4,478
未収還付法人税等	—	6,128
1年内回収予定の役員に対する長期貸付金	1,200	1,064
その他	2	2
流動資産合計	260,708	232,448
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1 1,498	※1 1,304
器具備品	※1 337	※1 942
その他	324	365
有形固定資産合計	2,160	2,612
無形固定資産		
ソフトウェア	4,125	2,647
無形固定資産合計	4,125	2,647
投資その他の資産		
投資有価証券	999	977
役員に対する長期貸付金	8,800	7,887
差入保証金	4,755	4,520
繰延税金資産	9,882	25,398
投資その他の資産合計	24,437	38,783
固定資産合計	30,723	44,043
資産合計	291,432	276,492
負債の部		
流動負債		
預り金	9,472	2,406
未払金	3,150	—
未払手数料	27,164	33,374
未払費用	18,442	10,779
未払法人税等	16,409	—
未払消費税等	4,405	2,629
賞与引当金	8,466	4,257
その他	17,410	9,318
流動負債合計	104,922	62,764
負債合計	104,922	62,764
純資産の部		
株主資本		
資本金	211,750	211,750
資本剰余金		
資本準備金	74,750	74,750
資本剰余金合計	74,750	74,750
利益剰余金		
その他利益剰余金		

繰越利益剰余金	△99,989	△72,749
利益剰余金合計	△99,989	△72,749
株主資本合計	186,510	213,750
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△0	△22
評価・換算差額等合計	△0	△22
純資産合計	186,510	213,727
負債純資産合計	291,432	276,492

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
営業収益		
運用受託報酬	258,245	126,997
投資助言報酬	17,096	10,454
委託者報酬	288,738	278,362
営業収益合計	564,081	415,815
営業費用		
支払手数料	142,958	137,123
広告宣伝費	308	1,949
調査費	64,362	45,388
調査費	20,261	34,143
委託調査費	44,101	11,244
営業雑経費	4,112	3,646
通信費	1,875	2,023
協会費	2,144	1,450
諸会費	92	171
営業費用合計	211,742	188,106
一般管理費		
給料	208,399	156,020
役員報酬	41,700	53,040
給与手当	119,132	91,496
役員賞与	17,880	—
賞与	21,221	7,227
賞与引当金繰入額	8,466	4,257
福利厚生費	12,928	15,115
交際費	1,034	2,957
旅費交通費	5,112	7,419
租税公課	4,827	3,122
不動産賃借料	7,663	7,195
固定資産減価償却費	2,183	2,636
諸経費	15,655	20,792
一般管理費合計	257,803	215,260
営業利益	94,535	12,448
営業外収益		
受取利息	1	153
その他	3	5
営業外収益合計	4	159
経常利益	94,539	12,607
特別損失		
投資事業整理損	※1 3,150	—
貸倒損失	1,944	—
固定資産除却損	0	0
特別損失合計	5,095	0
税引前当期純利益	89,444	12,607
法人税、住民税及び事業税	15,465	883
法人税等調整額	△4,211	△15,515
法人税等合計	11,254	△14,631
当期純利益	78,190	27,239

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	211,750	74,750	74,750	△178,179	△178,179	108,320
当期変動額						
当期純利益				78,190	78,190	78,190
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	—	—	—	78,190	78,190	78,190
当期末残高	211,750	74,750	74,750	△99,989	△99,989	186,510

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	—	—	108,320
当期変動額			
当期純利益			78,190
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△0	△0	△0
当期変動額合計	△0	△0	78,190
当期末残高	△0	△0	186,510

当事業年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	211,750	74,750	74,750	△99,989	△99,989	186,510
当期変動額						
当期純利益				27,239	27,239	27,239
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	—	—	—	27,239	27,239	27,239
当期末残高	211,750	74,750	74,750	△72,749	△72,749	213,750

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△0	△0	186,510
当期変動額			
当期純利益			27,239
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△22	△22	△22
当期変動額合計	△22	△22	27,216
当期末残高	△22	△22	213,727

注記事項

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

（1）その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～15年
器具備品	4～10年

（2）無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

（2）賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当期負担額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

（1）消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

（表示方法の変更）

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に変更し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「繰延税金資産」9,882千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」に表示しております。

（貸借対照表関係）

※ 1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
建物	1,177千円	1,394千円
器具備品	2,214千円	811千円

（損益計算書関係）

前事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

※ 1 投資事業整理損

投信投資顧問業務の運営・管理に関するコンサルティング契約を整理したことにより、契約を解除した際に発生したものであります。

当事業年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

該当事項はありません。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	5,780	—	—	5,780

2. 自己株式に関する事項

該当なし

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
ストック・オプションとしての第2回新株予約権	—	—	—	—	—	—
ストック・オプションとしての第3回新株予約権	—	—	—	—	—	—
ストック・オプションとしての第4回新株予約権	—	—	—	—	—	—
ストック・オプションとしての第5回新株予約権	—	—	—	—	—	—
ストック・オプションとしての第6回新株予約権	—	—	—	—	—	—

（注）第5回及び第6回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

4. 配当に関する事項

該当なし

当事業年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	5,780	—	—	5,780

2. 自己株式に関する事項

該当なし

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）				当事業年度末 残高
		当事業年度 期首	増加	減少	当事業年度末	
ストック・オプションとしての第2回新株予約権	—	—	—	—	—	—
ストック・オプションとしての第3回新株予約権	—	—	—	—	—	—
ストック・オプションとしての第4回新株予約権	—	—	—	—	—	—
ストック・オプションとしての第5回新株予約権	—	—	—	—	—	—
ストック・オプションとしての第6回新株予約権	—	—	—	—	—	—
ストック・オプションとしての第7回新株予約権	—	—	—	—	—	—

（注）第6回及び第7回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

4. 配当に関する事項

該当なし

（リース取引関係）

前事業年度（自 平成29年4月1日至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成30年4月1日至 平成31年3月31日）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、一時的な余資は有金利預金により、通常の取引条件から著しく乖離していないことを検証した上で行っております。

また、当社設定私募投信の当初運用資金として、有価証券を取得しております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、投資一任契約及び投資助言契約に基づき、契約資産額より受け入れる基本報酬額のうち、未収分を計上した金額であり、契約資産額は証券会社において分別管理されていることから、当社の債権としてのリスクは、認識しておりません。

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から支払われる委託者に対する報酬の未払い金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されていることから、当社の債権としてのリスクは認識しておりません。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（預金の預入先や債券の発行体の信用リスク）の管理

預金の預入先や債券の発行体の信用リスクについては、格付けの高い預入先や発行体に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

② 市場リスク（価格変動リスク及び為替変動リスク）の管理

資金運用の状況については、取締役会で定めた基準に従い、代表取締役社長が毎月の定例取締役会において報告をしております。

また市場における価格変動リスクについては、取締役会で定めた基準に従い、業務管理部が定期的に時価をモニタリングし、その中で時価が基準を超える下落となった場合には、速やかに代表取締役社長に報告し、重要であると判断した場合には臨時取締役会を開催し、対処方法について決議を得る体制となっております。

③ 流動性リスクの管理

資金繰りについては、総務部が作成した年度の資金計画を取締役会において報告し、それに基づいた管理を行っております。また手元流動性を一定額以上維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件などを採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

前事業年度（平成30年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	174,324	174,324	—
(2) 未収運用受託報酬	10,466	10,466	—
(3) 未収投資助言報酬	4,769	4,769	—
(4) 未収委託者報酬	53,064	53,064	—
(5) 立替金	15,459	15,459	—
(6) 役員に対する長期貸付金 (1年内回収予定を含む。)	10,000	10,002	2
(7) 投資有価証券 其他有価証券	999	999	—
資産計	269,083	269,085	2
(1) 未払金	(3,150)	(3,150)	—
(2) 未払手数料	(27,164)	(27,164)	—
(3) 未払費用	(18,442)	(18,442)	—
負債計	(48,757)	(48,757)	—

(*) 負債に計上されているものは、() で示しています。

当事業年度（平成31年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	139,554	139,554	—
(2) 未収運用受託報酬	9,309	9,309	—
(3) 未収投資助言報酬	1,679	1,679	—
(4) 未収委託者報酬	66,592	66,592	—
(5) 立替金	4,478	4,478	—
(6) 役員に対する長期貸付金 (1年内回収予定を含む。)	8,952	8,954	2
(7) 投資有価証券 其他有価証券	977	977	—
資産計	231,543	231,545	2
(1) 未払手数料	(33,374)	(33,374)	—
(2) 未払費用	(10,779)	(10,779)	—
負債計	(44,154)	(44,154)	—

(*) 負債に計上されているものは、() で示しています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

前事業年度（平成30年3月31日）

- 資産 (1) 現金及び預金、(2) 未収運用受託報酬、(3) 未収投資助言報酬、(4) 未収委託者報酬、(5) 立替金
これらは短期で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿金額によっております。
- (6) 役員に対する長期貸付金（1年内回収予定を含む。）
元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。
- (7) 投資有価証券
証券投資信託の時価は、決算日における基準価額によっております。
- 負債 (1) 未払金、(2) 未払手数料、(3) 未払費用
これらは短期で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

当事業年度（平成31年3月31日）

- 資産 (1) 現金及び預金、(2) 未収運用受託報酬、(3) 未収投資助言報酬、(4) 未収委託者報酬、(5) 立替金
これらは短期で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿金額によっております。

(6)役員に対する長期貸付金（1年内回収予定を含む。）

元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

(7)投資有価証券

証券投資信託の時価は、決算日における基準価額によっております。

負債

(1) 未払手数料、(2)未払費用

これらは短期で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

区分	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
(1) 差入保証金	4,755	4,520

市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成30年3月31日）

(単位:千円)

	1 年内	1 年超 5 年以内	5 年超10年以内	10年超
(1) 現金及び預金	174,324	—	—	—
(2) 未収運用受託報酬	10,466	—	—	—
(3) 未収投資助言報酬	4,769	—	—	—
(4) 未収委託者報酬	53,064	—	—	—
(5) 立替金	15,459	—	—	—
(6) 役員に対する長期貸付金	1,200	4,207	4,592	—
合計	259,283	4,207	4,592	—

当事業年度（平成31年3月31日）

（単位：千円）

	1 年内	1 年超 5 年以内	5 年超10年以内	10年超
(1) 現金及び預金	139,554	—	—	—
(2) 未収運用受託報酬	9,309	—	—	—
(3) 未収投資助言報酬	1,679	—	—	—
(4) 未収委託者報酬	66,592	—	—	—
(5) 立替金	4,478	—	—	—
(6) 役員に対する長期貸付金	1,064	4,432	3,455	—
合計	222,678	4,432	3,455	—

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度（自 平成29年4月1日至 平成30年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	999	1,000	△0
	小計	999	1,000	△0
合計		999	1,000	△0

当事業年度（自 平成30年4月1日至 平成31年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	977	1,000	△22
	小計	977	1,000	△22
合計		977	1,000	△22

2. 売却したその他有価証券

前期事業年度（平成30年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成31年3月31日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（自 平成29年4月1日至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成30年4月1日至 平成31年3月31日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

前事業年度（自 平成29年4月1日至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成30年4月1日至 平成31年3月31日）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

前事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 当該事業年度における費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模、変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 4名	当社取締役 1名 当社従業員 4名	当社取締役 1名 当社従業員 6名
株式の種類及び付与数（株）	普通株式240株	普通株式300株	普通株式300株
付与日	平成23年6月24日	平成25年7月25日	平成26年7月25日
権利確定条件	(注)	(注)	(注)
対象勤務期間	自 平成23年5月31日 至 平成25年6月30日	自 平成25年6月27日 至 平成27年7月31日	自 平成26年6月27日 至 平成28年7月31日
権利行使期間	自 平成25年7月 1日 至 令和 3年5月31日	自 平成27年8月 1日 至 令和 5年6月30日	自 平成28年8月 1日 至 令和 6年6月30日

	第5回新株予約権	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社監査役 2名 当社従業員 5名	当社取締役3名 当社従業員5名
株式の種類及び付与数（株）	普通株式500株	普通株式500株
付与日	平成28年3月31日	平成29年6月9日
権利確定条件	(注)	(注)
対象勤務期間	自 平成28年3月31日 至 平成30年3月31日	自 平成29年6月9日 至 令和 元年6月9日
権利行使期間	自 平成30年4月 1日 至 令和 8年3月10日	自 令和元年6月10日 至 令和 9年6月 9日

(注) ① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めないものとする。

③ 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

① スtock・オプションの数

	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権
権利確定前（株）					
前事業年度末	—	—	—	500	—
付与	—	—	—	—	500
失効	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	500	—
未確定残	—	—	—	—	500
権利確定後（株）					

前事業年度末	240	300	300	—	—
権利確定	—	—	—	500	—
権利行使	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—
未行使残	240	300	300	500	—

② 単価情報

	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権
権利行使価格（円）	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
付与日における公正な 評価単価（円）	—	—	—	—	—

(3) 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法は、当社が未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積によっております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、純資産価額方式によっております。その結果、株式の評価額が新株予約権の行使時の払込金額以下となり、単位当たりの本源的価値はゼロ以下となるため、ストック・オプションの公正な評価単価もゼロと算定しております。

(4) スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的予測は困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

(5) スtock・オプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の当事業年度末における本源的価値の合計額および当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

①当事業年度末における本源的価値の合計 一円

②当事業年度において行使されたストック・オプションはありません。

当事業年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

1. 当該事業年度における費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模、変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 4名	当社取締役 1名 当社従業員 4名	当社取締役 1名 当社従業員 6名
株式の種類及び付与数（株）	普通株式240株	普通株式300株	普通株式300株
付与日	平成23年6月24日	平成25年7月25日	平成26年7月25日
権利確定条件	(注)	(注)	(注)
対象勤務期間	自 平成23年5月31日 至 平成25年6月30日	自 平成25年6月27日 至 平成27年7月31日	自 平成26年6月27日 至 平成28年7月31日
権利行使期間	自 平成25年7月 1日 至 令和 3年5月31日	自 平成27年8月 1日 至 令和 5年6月30日	自 平成28年8月 1日 至 令和 6年6月30日

	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社監査役 2名 当社従業員 5名	当社取締役 3名 当社従業員 5名	当社取締役 3名 当社従業員 5名
株式の種類及び付与数（株）	普通株式500株	普通株式500株	普通株式500株
付与日	平成28年3月31日	平成29年6月9日	平成30年5月31日
権利確定条件	(注)	(注)	(注)
対象勤務期間	自 平成28年3月31日 至 平成30年3月31日	自 平成29年6月9日 至 令和 元年6月9日	自 平成30年5月31日 至 令和 2年5月31日
権利行使期間	自 平成30年4月 1日 至 令和 8年3月10日	自 令和元年6月10日 至 令和 9年6月 9日	自 令和 2年6月 1日 至 令和10年5月15日

(注) ① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めないものとする。

③ 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

① スtock・オプションの数

	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権	第7回 新株予約権
権利確定前（株）						
前事業年度末	—	—	—	—	500	—
付与	—	—	—	—	—	500
失効	—	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—	500	500
権利確定後（株）						
前事業年度末	240	300	300	500	—	—
権利確定	—	—	—	—	—	—

権利行使	—	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—	—
未行使残	240	300	300	500	—	—

② 単価情報

	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権	第7回 新株予約権
権利行使価格（円）	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
付与日における公正な評価単価（円）	—	—	—	—	—	—

(3) 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法は、当社が未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積によっております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、純資産価額方式によっております。その結果、株式の評価額が新株予約権の行使時の払込金額以下となり、単位当たりの本源的価値はゼロ以下となるため、ストック・オプションの公正な評価単価もゼロと算定しております。

(4) スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的予測は困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

(5) スtock・オプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の当事業年度末における本源的価値の合計額および当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

①当事業年度末における本源的価値の合計 一円

②当事業年度において行使されたストック・オプションはありません。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	1,424 千円	- 千円
賞与引当金	2,592	1,303
投資事業整理損	765	-
税務上の繰越欠損金(*2)	33,881	33,267
繰延税金資産小計	38,664	34,570
税務上の繰越欠損金に係 る評価性引当額(*2)	-	△9,172
将来減算一時差異等の合 計に係る評価性引当額	-	-
評価性引当額小計(*1)	△28,781	△9,172
繰延税金資産合計	9,882	25,398
繰延税金資産（純額）	9,882	25,398

(*1) 評価性引当額が19,609千円減少しています。この減少の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が19,609千円減少したことに伴うものです。

(*2) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度(平成31年3月31日)

(単位：千円)

項目名	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰 越欠損金 (a)	-	5,024	16,257	9,752	2,232	-	33,267
評価性引当 額	-	-	△5,043	△4,129	-	-	△9,172
繰延税金資 産	-	5,024	11,214	5,623	2,232	-	(b)24,094

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

(b) 税務上の欠損金が生じた要因、中長期計画、過去における中長期計画の達成状況、過去および当期の課税所得または税務上の欠損金の推移等を勘案して、将来において一時差異加減算前課税所得が安定的に生じることが見込まれることにより、税務上の繰越欠損金の一部を回収可能と判断しています。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.9%	30.6%
繰越欠損金の利用	△21.8	△4.9
評価性引当額の増減	△1.7	△148.6
交際費等永久に損金に算入されない項目	6.4	7.2
税額控除	△1.4	-
住民税均等割額	0.3	2.3
その他	△0.2	△2.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	12.6	△116.1

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社の事業セグメントは、アセットマネジメント事業のみの単一セグメントであり重要性に乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

前事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：千円）

日本	欧州	合計
288,738	275,342	564,081

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

当事業年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

（単位：千円）

日本	欧州	合計
278,362	137,452	415,815

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産のみであるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

前事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

顧客の名称又は氏名	営業収益(千円)	関連するセグメント名
SHINBI Japan Equity Long Short Fund	168,311	-
TAIKI Japan Equity Long Short Fund	63,876	-

委託者報酬については、委託者報酬を最終的に負担する受益者は不特定多数であるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

顧客の名称又は氏名	営業収益(千円)	関連するセグメント名
SHINBI Japan Equity Long Short Fund	66,596	-
TAIKI Japan Equity Long Short Fund	45,701	-

委託者報酬については、委託者報酬を最終的に負担する受益者は不特定多数であるため、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報
該当事項はありません。
4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報
該当事項はありません。
5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報
該当事項はありません。

（関連当事者情報）

前事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 関連当事者との取引
兄弟会社等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内 容又は職 業	議決権等の 所有（被所 有）割合(%)	関連当 事者との 関係	取引の内 容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株 主の子 会社	日産証券 株式会社 (ユニコ ムグルー プホール ディング ス㈱の子 会社)	東京都 中央区	1,500,000	証券業	-	投資信 託の販 売	支払手数料 (注) 1	16,233	未払手数料	5,078

（注）①上記の取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

②取引条件及び取引条件の決定方針等
一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成30年4月1日至 平成31年3月31日）

1. 関連当事者との取引
兄弟会社等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内 容又は職 業	議決権等の 所有（被所 有）割合(%)	関連当 事者との 関係	取引の内 容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株 主の子 会社	日産証券 株式会社 (ユニコ ムグルー プホール ディング ス㈱の子 会社)	東京都 中央区	1,500,000	証券業	-	投資信 託の販 売	支払手数料 (注) 1	22,314	未払手数料	8,337

（注）①上記の取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

②取引条件及び取引条件の決定方針等
一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

	前事業年度 （自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日）	当事業年度 （自 平成30年4月 1日 至 平成31年3月31日）
１株当たり純資産額	32,268.29円	36,977.05円
１株当たり当期純利益金額	13,527.80円	4,712.67円

（注）①潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。

②１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日）	当事業年度 （自 平成30年4月 1日 至 平成31年3月31日）
１株当たり当期純利益金額		
当期純利益（千円）	78,190	27,239
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	
普通株式に係る当期純利益（千円）	78,190	27,239
普通株式の期中平均株式数（株）	5,780	5,780

（重要な後発事象）

当社の役職員に対するストック・オプション（新株予約権）の発行について

当社は、平成30年6月15日開催の当社第9回定時株主総会の決議に基づき、令和元年5月15日付の取締役会において、当社の取締役及び従業員に対するストック・オプションとしての新株予約権を発行することを決議し、下記のとおり付与いたしました。

1. 新株予約権の名称 ファイブスター投信投資顧問株式会社第8回新株予約権
2. 新株予約権の割当の対象者及び人数
当社取締役 3名
当社従業員 9名

3. 新株予約権の総数（個） 500個

4. 新株予約権の割当日 令和元年5月31日

5. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

新株予約権の目的である株式の種類及び数は、当社普通株式500株とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は1株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき株式分割（普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

6. 新株予約権の払込金額

無償

7. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金50,000円とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使による場合を除く）を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{ccccc} & & & \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込} & \\ & & & \text{金額} & \\ \text{調整後} & = & \text{調整前} & \times & \\ \text{行使価額} & & \text{行使価額} & & \\ & & & \frac{\text{既発行株式数} + }{\text{時価}} & \\ & & & \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} & \end{array}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額を調整する。

8. 新株予約権を行使することができる期間

令和3年6月1日から令和11年5月15日までの間（以下「行使期間」という。）とする。但し、行使期間の最終日が当社の休日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

9. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期满了による退任、定年退職、その他新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。
 - ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めないものとする。
 - ③ 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。
ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
10. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
11. 譲渡による新株予約権の取得の制限
- 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）、（５）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（３）、（４）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）受託会社

名 称	資本金の額 (2019年9月末現在)	事業の内容
野村信託銀行株式会社	35,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

（2）販売会社

名 称	資本金の額 (2019年9月末現在)	事業の内容
藍澤證券株式会社	8,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
安藤証券株式会社	2,280百万円	
SMB C日興証券株式会社	10,000百万円	
株式会社SBI証券	48,323百万円	
おきぎん証券株式会社	1,128百万円	
立花証券株式会社	6,695百万円	
フィリップ証券株式会社	950百万円	
マネックス証券株式会社	12,200百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社西京銀行	17,940百万円	
株式会社東和銀行	38,653百万円	

*藍澤證券株式会社との合併に伴い日本アジア証券株式会社は2018年7月1日より取扱終了となりました。

2【関係業務の概要】

（1）受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。

（2）販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

3【資本関係】

（1）受託会社

該当事項はありません。

（2）販売会社

該当事項はありません。

第3 【参考情報】

当該計算期間において提出された、当ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項に掲げる書類は、以下の通り提出されています。

書類名	提出年月日
有価証券報告書	2019年5月24日
有価証券届出書	2019年5月24日

独立監査人の監査報告書

令和元年6月13日

ファイブスター投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

イデア監査法人

指定社員

業務執行社員

公認会計士 立野 晴朗 ⑨

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているファイブスター投信投資顧問株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ファイブスター投信投資顧問株式会社の平成31年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は令和元年5月15日開催の取締役会において、第8回新株予約権の発行を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年10月23日

ファイブスター投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

イデア監査法人

指定社員 公認会計士 立野 晴 朗

業務執行社員 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているディープリサーチ・チャイナ・ファンドの2019年2月26日から2019年8月26日までの第26期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ディープリサーチ・チャイナ・ファンドの2019年8月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ファイブスター投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。